

平成 17 年 3 月 23 日

各 位

株式会社ライブドア
代表取締役社長兼最高経営責任者 堀江 貴文
(証券コード 4753 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役 熊谷 史人
(TEL:03 - 5788 - 4753)

東京高等裁判所による抗告却下決定のお知らせ

株式会社ニッポン放送による株式会社フジテレビジョンに対する新株予約権の発行（以下「本件新株予約権発行」という。）に関して、平成 17 年 3 月 11 日に東京地方裁判所によって新株予約権発行差止仮処分決定が、同月 16 日に同地方裁判所による同仮処分決定認可決定がそれぞれ出されており、株式会社ニッポン放送はこれを不服として、東京高等裁判所に対して抗告を申立てていました。本日、東京高等裁判所は、株式会社ニッポン放送による抗告を却下する決定を下しました。東京高等裁判所から、同決定の通知を受けましたので、お知らせします。

記

1：決定日

平成 17 年 3 月 23 日

2：決定の内容

株式会社ニッポン放送の申立てを却下する。

同決定は、既になされた東京地方裁判所による本件新株予約権発行差止仮処分決定及び同地方裁判所による同決定の認可決定を維持するものであります。

3：当社の今後の方針

株式会社ニッポン放送による本新株予約権は、著しく不公正な方法によるものであり、今回の東京高等裁判所の判断は極めて妥当なものであります。

東京高等裁判所において、当社の主張が地方裁判所同様に認められたことにより、株式会社ニッポン放送が株式会社フジテレビジョンに対して本件新株予約権発行をすることは不可能になりました。

また、当初より、当社はニッポン放送への資本参加及びフジサンケイグループとの事業提携を通じて、メディアとインターネットを融合した事業展開を目指す意向を示しており、本日に至るまで当社と株式会社フジテレビジョンとは、株式会社ニッポン放送の企業価値を高めるべく、業務提携の可能性等について担当役員レベルでの協議を行ってまいりました。具体的な内容については、交渉

の過程でもあり、明らかにできませんが、当社としては、当社の持つインターネットに関するノウハウと株式会社ニッポン放送が持つラジオ放送に関するノウハウの融合により見込まれる相乗効果をより一層高めるために協議をすすめ、株式会社ニッポン放送及びそのグループ会社の従業員、取引先と一緒に、株式会社ニッポン放送及びそのグループ会社の企業価値を高めて参りたいと考えております。

以 上